

【参考】「外来医療機能に係る報告」等の記載事項

「外来医療機能に係る報告」の記載事項	
1 診療所の名称	} 診療所開設届 と共通
2 診療所の所在地	
3 診療時間	
4 診療科目	
5 管理者	
6 開設の目的及び維持の方法	
7 医師、薬剤師、看護師（准看護師）士などの従事者の定員	
8 圏域で不足する医療機能等のうち提供を予定するもの （初期救急医療、在宅医療、産科医療、小児科医療、公衆衛生、介護認定 等）	
9 圏域で不足する医療機能等を提供しない場合、その理由	
10 兵庫県外来医療計画の確認の有無	

「医療機器の共同利用計画」の記載事項	
1 医療機関の名称	} 診療用エックス線装置備付届等と共通
2 購入する医療機器の種類	
3 購入する医療機器の製作者及び形式	
4 購入する医療機器の設置日	
5 共同利用の相手（予め登録した医療機関 等）	
6 共同利用の方法（紹介患者への検査・治療の実施、医師が来院して設備を利用 等）	
7 保守、整備の実施に関する方針	
8 兵庫県外来医療計画の確認の有無	